

2022年合格目標 司法書士講座

合格力完成答練

第1回

問題

注 意

- (1) 問題冊子に挟み込まれている答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、「答練番号」、「誕生月日」、「実施試験」、「回数」、「会員番号」、「受験日」、「受験地（校舎名、又は通信）」及び「氏名」を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に答練番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題（第1問から第35問まで）と記述式問題（第36問及び第37問）から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆（B又はHB）**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、**万年筆又はボールペン**（いずれも黒色のインクに限ります。ただし、インクが消せるものを除きます。）を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の氏名、受験地、答練番号、会員番号欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
また、答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に氏名、受験地及び答練番号を記入しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記入することは、認められません）。
- (7) 答案用紙は、汚さないでください。また、書損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

TAC

第1問 次の対話は、憲法前文の裁判規範性に関する教授と学生A及びBとの対話である。下記の文章群の中から適切な文章を選択して対話を完成させた場合において、(①) から (⑦) までに入る文章の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。なお、同じ番号の空欄には同じ文章が入るものとする。

教授： 憲法前文の裁判規範性は、具体的な争訟において裁判所に救済を求めることができる法規範としての性格を有するかという問題ですが、これに関する肯定説と否定説について、どちらが妥当と考えますか。

学生A： 私は (①) が妥当と考えます。憲法前文は憲法の原理や理念を宣言したものであって具体性を欠き、また、(②) といえるからです。そして、憲法本文の各条項には欠缺が (③) と考えます。

学生B： しかし、(④) のですから、憲法本文の各条項に欠缺が (③) というだけでは、(⑤) のではないでしょうか。そのため、私は (⑥) が妥当と思います。

教授： では、A君の採る見解によっては、何か問題となることはありませんか。

学生B： 憲法本文の各条項の欠缺が (③) と捉えると、いわゆる (⑦) を肯定することが難しくなります。

[文章群]

ア 肯定説 イ 否定説 ウ ある エ ない

オ 環境権 カ 平和的生存権

キ 憲法前文の内容はすべて本文の各条項に具体化されており、憲法前文は各条文の解釈基準となるに過ぎない

ク 憲法本文にも憲法前文と同様に抽象的な規定があり、両者の規定の抽象性の相違は相対的なものととどまる

ケ 憲法前文の裁判規範性について消極的であると考えるべきである

コ 直ちに憲法前文の裁判規範性を否定することにはならない

1 ① ア ② ク ④ キ ⑤ コ

2 ① イ ③ エ ⑤ ケ ⑦ カ

3 ② キ ③ ウ ⑥ イ ⑦ オ

4 ③ エ ④ ク ⑥ ア ⑦ カ

5 ④ ク ⑤ コ ⑥ ア ⑦ オ

第2問 労働基本権に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 憲法第28条における「勤労者」には公務員が含まれるが、非現業の国家公務員の争議行為を一律に禁止しても同条に違反しない。
- 2 労働組合が使用者の意思に反して工場施設や原材料を自己の占有下に置き、使用者の指揮命令を排除して自らの手によって企業経営を行う、いわゆる生産管理は、正当な争議行為とはいえない。
- 3 労働組合には団結権を確保するために統制権が認められているが、公職選挙における立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要な基本的人権の1つであるため、組合が、組合の方針に反して自ら立候補した組合員に対して、立候補を思いとどまるよう勧告や説得を試みることは許されるが、統制違反を理由に除名することまでは許されない。
- 4 正当な争議行為は、刑事制裁の対象とならず、また、解雇や損害賠償責任を負うことはなく、組合員は、ストライキ期間中の賃金について使用者に請求することができる。
- 5 複数の労働組合が併存する際、使用者が労働者に対し特定の労働組合への加入を強制し、これに従わない者を解雇することが、労働者の組合選択の自由及び他の労働組合の団結権を侵害するといえる場合には、憲法第28条の趣旨に違反し許されない。

(参考)

憲法

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第3問 法律と最高裁判所規則との効力関係に関しては、最高裁判所の規則制定権の範囲内の事項について、法律と規則が競合的に制定され、両者が矛盾する場合の効力関係が問題となる。この問題について次の2つの見解等の対立があるとして、これに関する下記のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

第1説 法律と最高裁判所規則が矛盾する場合、矛盾する範囲で法律の効力が優先し、最高裁判所規則の効力が否定される。

第2説 法律と最高裁判所規則が矛盾する場合、矛盾する範囲で最高裁判所規則の効力が優先し、法律の効力が否定される。

ア 第1説は、国会が国権の最高機関であり国の唯一の立法機関であることを規定する憲法第41条、及び刑事手続の基本構造や被告人の重要な利益に関する事項を規定する憲法第31条をその根拠としている。

イ 第2説は、裁判官の独立を規定する憲法第76条第3項を根拠としている。

ウ 最高裁判所規則の所管事項に関して法律で定めることを否定する見解は、その所管事項に関し、仮に法律が定められた場合における法律と規則が競合するときの効力関係について、第2説を採ることになる。

エ 第2説は、最高裁判所規則の所管事項については、知識・経験の豊富な機関が制定したものに委ねることが望ましいことを根拠としている。

オ 法律と最高裁判所規則が矛盾する場合において、法律が規則より後に制定されたときは、第1説のみならず、「後法は前法に優先する」という原則を適用すれば、第2説によっても、法律が規則に優先すると解することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

(参考)

憲法

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第76条 (略)

2 (略)

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第4問 権利能力なき社団に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務について、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人的債務ないし責任を負わない。

イ 権利能力なき社団が法人格を取得した場合において、法人格の取得以前から占有を続けていた不動産について取得時効を主張するときは、占有開始時期として、法人格を取得した時点を主張することはできない。

ウ 権利能力なき社団の資産である不動産については、社団名義で登記をすることも、社団の代表者である旨の肩書きを付した代表者個人名義で登記をすることもできない。

エ 大学によって設立が承認された権利能力なき社団が、当該大学の全学生を正会員、学長を会長、教官その他の有志職員を特別会員として組織された大学内部の団体であり、その事務室が大学構内にあって、当該大学及びその教育活動と密接な関係を有するものである場合、当該社団の運営が当該承認の趣旨に反するものとなり、改善が困難であるときであっても、当該大学は、その承認を取り消して、当該社団の解散を決定することはできない。

オ 権利能力なき社団が、その構成員の資格要件に関する規約を構成員の多数決で改正した場合、当該改正決議に承諾をしなかった構成員は、特段の事情のない限り、改正後の資格要件に関する規約に拘束されない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第5問 次の対話は、通謀虚偽表示に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、「善意」又は「悪意」は、通謀虚偽表示の事実についての善意又は悪意を指すものとする。

教授： AとBとが通謀して、A所有の甲土地をBに売却する旨の売買契約を仮装し、Bへの所有権の移転の登記をした後、Bが、善意のCに甲土地を譲渡したという事例を前提に考えてみましょう。まず、この場合、Cが民法第94条第2項の第三者として保護される要件である「善意」には、無過失であることは含まれますか。

学生：ア はい。民法第94条第2項の第三者としてCが保護されるためには、Cが善意無過失であることを要します。

教授： では、Cが民法第94条第2項の第三者として保護される要件として、Cが甲土

地の所有権移転登記を備えていることは要しますか。

学生：イ 甲土地の所有権移転登記を備えていることは、Cが保護される要件ではありません。

教授： 次に、Cが所有権移転登記を備える前に、AがDに甲土地を譲渡していたとします。この場合、Cは、登記なくしてDに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができますか。

学生：ウ この場合、Cが登記を備えていないときは、Dに対して、甲土地の所有権の取得を対抗することができません。

教授： では、事例を変えて、AとBとが通謀して、A所有の甲土地をBに売却する旨の売買契約を仮装し、Bへの所有権の移転の登記をした後、Bが死亡し、善意のCがBを相続したとします。この場合、Aは、Cに対して、当該契約の無効を主張することはできますか。

学生：エ この場合、Cは、民法第94条第2項の第三者に該当しないため、Aは、Cに対して、当該契約の無効を主張することができます。

教授： 最後に、また事例を変えて、Cから賃借した甲土地に乙建物を所有していたAが、Bと通謀して、乙建物をBに売却する旨の売買契約を仮装し、Bへの所有権の移転の登記をした後に、Cが土地の賃借権の無断譲渡を理由として甲土地の賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたとします。この場合、Aは、Cに対して、AB間の売買契約が無効であるとして、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができますか。

学生：オ この場合、Cは、民法第94条第2項の第三者に該当するため、Aは、Cに対して、AB間の売買契約が無効であるとして、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができません。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第6問 消滅時効の起算点に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、令和3年7月3日、弁済期を令和4年7月3日と定めBから100万円を借り受ける旨の契約をBとの間で締結するとともに全額の交付を受けた場合、BがAに対して有する貸金返還請求権の消滅時効は、令和4年7月4日から進行する。

イ AB間の契約の解除に基づきAが原状回復義務を負う場合に、当該義務の履行不能に基づきBが取得するAに対する損害賠償請求権の消滅時効は、当該契約の解除の時から進行する。

ウ AがBに対して期間を定めて特定物を寄託した場合、AのBに対する当該特定物の返還請求権の消滅時効は、当該寄託契約成立の時から進行する。

エ AB間の契約に基づきAがBに対して負担する甲債務の履行不能により生ずるBのAに対する損害賠償請求権の消滅時効は、BがAに対して甲債務の履行を請求し得る時から進行する。

オ 「債務者Aが割賦金払いの約定に違反したときは、Aは、債権者Bの請求により、期限の利益を喪失し、直ちに残債務全額を弁済しなければならない」という約定が存する割賦金弁済契約をAB間で締結した場合において、Aに割賦金の不払があり、BがAに対して特に残債務全額の弁済を求める旨の意思表示をしたときは、BのAに対する残債務全額の返還請求権の消滅時効は、Aに債務不履行があった時から進行する。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第7問 物権的請求権に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 A所有の甲土地の上にBが無権原で自己所有の乙建物を建てた後、その所有権の保存の登記をしないまま、Cに乙建物を譲渡した場合において、乙建物につき、Aの申立てにより処分禁止の仮処分命令がされ、裁判所書記官の嘱託によるB名義の所有権の保存の登記がされたときは、Aは、Bに対し、甲土地の所有権に基づき、建物収去土地明渡しを請求することができる。
- 2 A及びBが共有する甲土地のBの持分がCに売り渡され、その旨の登記がされたものの、当該持分の売買契約が虚偽表示により無効である場合には、Aは、Cに対し、その持分権に基づき、当該登記の抹消登記手続を請求することができる。
- 3 Aが自己所有の乙動産をBに質入れした後、Bが、乙動産の占有を第三者Cに奪われた場合、Bは、Cに対して質権に基づく返還を求めることができる。
- 4 Aが自己所有の甲建物についてBを抵当権者とする抵当権の設定の登記をした後、Cが抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲建物を賃借した場合において、Cの占有により甲建物の交換価値の実現が妨げられており、かつ、Aにおいて甲建物を適切に維持管理することを期待することができないときでも、Bは、Cに対し、直接自己への甲建物の明渡しを求めることができない。
- 5 A所有の甲土地にBがCから購入した乙自動車にAが無断で放置されている場合において、B C間の売買契約上、Bの代金残債務の担保として乙自動車の所有権はCに留保される旨及びBが期限の利益を喪失して残債務の弁済期が経過したときは、CはBから乙自動車の引渡しを受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充てることのできる旨の合意がされており、Bが期限の利益を喪失してその残債務の弁済期が経過したときでも、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、乙自動車の撤去を請求することができない。

第8問 Aは、自己所有の甲土地をBに売却及び引渡しをして、その代金を受領したが、AからBへの所有権の移転の登記がされていないことを利用して、Cに甲土地を贈与し、AからCへの所有権の移転の登記がされた。この場合における、次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、AB間の売買契約を解除して、Aに対して、売買代金の返還とともに損害賠償を請求することができる。

イ AC間の所有権の移転の登記は、CがBを欺罔し、Bの登記申請を妨げた後になされたものであったにもかかわらず、その後、Cは善意のDに甲土地を売却し、CからDへの所有権の移転の登記がされた場合、DはBに対して、甲土地の明渡しを主張することができる。

ウ Cから甲土地の明渡しを請求されたBは、Aの履行不能に基づく損害賠償請求権に基づき、甲土地について留置権を主張することができる。

エ Aが甲土地をCへ贈与したため、無資力となったことにより、AC間の贈与契約が詐害行為として取り消すことが裁判所によって認められた場合、BはCに対して、CからBへの所有権の移転の登記を請求することができる。

オ Bは、甲土地がCに贈与されたことを知らずに、引渡しを受けてから10年間占有を継続していた場合、BはCに対して、甲土地を時効取得したことを主張して、Cからの甲土地の明渡しを拒むことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第9問 占有改定に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

1 A法人は、自己所有の甲動産をBに譲渡し、占有改定による引渡しをした後、Aは、Cに甲動産を譲渡し、その譲渡につき動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく動産譲渡登記がされた場合、CはBに対して、甲動産の所有権を主張することができる。

2 AはB所有の甲動産を目的として譲渡担保権の設定をうけ、Bにより占有改定の方法により甲動産の引渡しを受けた場合、AはBから甲動産を買い受けたCに対して、当該譲渡担保権を対抗することができない。

3 Aは動産売買の先取特権の目的物である自己所有の甲動産をBに売却し、占有改定の方法で引き渡した場合、先取特権者Cは、甲動産に対して先取特権を行使すること

ができる。

- 4 Aは、自己所有の甲動産をBに売却し、占有改定の方法で引き渡した後、さらに、Cにも甲動産を売却し、占有改定の方法で引き渡した場合、BはCに対して、甲動産の所有権を主張することができない。
- 5 Aは、B所有の甲動産に対して適法に差押えをなしたが、差押後も執行官がBに甲動産の保管を委ねていたところ、Bは、甲動産をCに譲渡し、占有改定の方法で引き渡した。その後、当該差押えが解除された場合、CはAに対して、甲動産の所有権を主張することができる。

第10問 物権の消滅に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 建物の賃貸借契約により賃貸人の代理占有が成立する場合において、賃借人が当該賃貸借契約の終了後も当該建物の占有を続けていたときは、当該賃貸借契約の終了により賃貸人の代理占有は消滅しない。

イ 永小作人は、不可抗力によって引き続き5年以上小作料より少ない収益を得た場合も、不可抗力によって引き続き3年以上全く収益を得なかった場合も、永小作権を放棄することができる。

ウ 地役権の設定契約において、地役権の行使のために設けられた工作物の修繕義務を承役地の所有者が負担する旨を定めた場合、当該修繕義務を免れるために、承役地の所有者は、地役権者に対して地役権に必要な土地の一部の所有権を放棄することができない。

エ 通行地役権が設定されている承役地につき、第三者が地役権の負担を伴うものとして当該承役地を占有し、時効取得した場合でも、地役権は消滅する。

オ 譲渡担保権の目的である動産を、設定者が第三者に譲渡した場合に、当該第三者に対し占有改定により引き渡したときは譲渡担保権は消滅する。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第11問 定期に地代を支払う地上権と土地賃借権を比較した次の表のアからオまでの記述について、**いずれの記述も判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは**、後記1から5までのうち、どれか。なお、本問における地上権及び土地賃借権は、建物所有を目的とするものではないものとする。

	地 上 権	土 地 賃 借 権
ア	地上権を目的として、抵当権を設定することができる。	対抗要件を備えていれば、土地賃借権を目的として、抵当権を設定することができる。
イ	存続期間の定めのない地上権の設定者は、裁判所に対し、その存続期間を定めるよう請求することができる。	存続期間の定めのない賃借権の賃貸人は、裁判所に対し、その存続期間を定めるよう請求することができる。
ウ	土地の収益を目的とする土地の地上権者は、不可抗力によって地代より少ない収益を得たときでも、地代の減額を請求することはできない。	駐車場の収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときでも、賃料の減額を請求することはできない。
エ	工作物の所有を目的とする地上権が消滅した場合には、地上権者は工作物を収去する権利を有し、土地を原状に復する義務を負う。	駐車場である土地の賃貸借が終了した場合には、賃借人は当該土地を受け取った後に、通常の使用では起こり得ない損傷が、第三者によってなされたときでも、その損傷を原状に復する義務を負う。
オ	土地の継続的な利用という外形的事実が存在し、かつその利用が地上権行使に基づくものであることが客観的に表現されているときは、地上権を時効取得することができる。	土地の継続的な利用という外形的事実が存在し、かつその利用が賃借の意思に基づくものであることが客観的に表現されているときは、土地賃借権を時効取得することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第12問 抵当権の侵害に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 債務者が抵当権の目的物を損傷させた場合には、債務者は、期限の利益を失う。
- イ 抵当権設定登記後、抵当不動産の所有者から賃借権の設定を受けた賃借人について、その賃借権の設定に抵当権の侵害が認められる場合、抵当権者は、当該賃借人に対して、賃料額相当の損害の賠償を請求することができる。
- ウ 抵当不動産の一部が壊された場合でも、残存する目的物の交換価値が被担保債権額を弁済するのに十分であるときは、抵当権者は、その妨害排除を請求することができない。
- エ 抵当権者は、抵当権が設定された山林の立木が通常の用法を超えて伐採されて木材となった場合、その搬出の禁止を請求することができない。
- オ 第三者が何らの権利を有しないにもかかわらず、抵当権の目的とされた不動産に不動産保存の先取特権の登記を有する場合、抵当権者は、当該登記の名義人に対して、その登記の抹消を請求することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第13問 Xが、Aに対して有する債権を担保するためにB所有の甲土地に抵当権の設定を受け（以下、「当該抵当権」という。）、その旨の登記を備えている。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bが、Xから被担保債権を譲り受けた場合において、甲土地につき後順位の抵当権者Cがいるときは、当該抵当権は、消滅しない。

イ 仮に、抵当権の目的が甲土地ではなく、甲土地上に設定されたDの地上権であった場合、Dは、当該地上権の放棄をもってXに対抗することができる。

ウ Bは、Xに対し、被担保債権の消滅時効とは別に、抵当権自体の時効による消滅を主張することはできない。

エ X・A・E間で、Eが被担保債務を免責的に引き受ける旨の合意をし、Xが当該抵当権を引受債務に移す意思表示をした場合でも、Bが承諾しないときは、当該抵当権は消滅する。

オ Bが資力に欠ける場合において、被担保債権についての消滅時効を援用し得る地位にあるのにこれを援用しないときは、Bに対して金銭債権を有するFは、その債権を保全するのに必要な限度であっても、Bに代位して当該抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第14問 抵当権と根抵当権との比較に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 抵当権は、特定の債権を被担保債権とする必要があるが、根抵当権は、債権者と債務者が特定できていれば、被担保債権の範囲を限定する必要はない。

イ 抵当権の被担保債権が消滅した場合、当該抵当権は消滅するが、根抵当権の被担保債権に属する債権が消滅しても、担保すべき元本が確定する前においては、当該根抵当権は消滅しない。

ウ 抵当権又は根抵当権いずれにおいても、その抵当権者又は根抵当権者は、利息を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その抵当権又は根抵当権を行使することができる。

エ 抵当権又は元本確定前の根抵当権いずれにおいても、その被担保債権につき代位弁済した者は、その抵当権又は根抵当権を行使することができる。

オ 抵当権の被担保債権につき債務者の交替による更改があった場合、その債権者は、

更改前の債務の目的の限度において、当該抵当権を更改後の債務に移すことができるが、元本の確定前の根抵当権の被担保債権につき債務者の交替による更改があったときであっても、その根抵当権者は、当該根抵当権を更改後の債務に移すことができない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第15問 担保権者又は担保物件の第三取得者等が担保の目的物について支出した費用に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産質権者は、特約がある場合又は担保不動産収益執行の開始があった場合を除き、設定者に対し目的物について支出した管理の費用の償還を請求することができない。

イ 動産質権者は、質物について通常の必要費を支出した場合、質物から生じる果実を被担保債権の弁済に充当していたときでも、設定者にその費用の償還を請求することができる。

ウ 抵当不動産の第三取得者が抵当不動産について有益費を支出したため、抵当権の実行手続においてその償還を受けることができる場合、裁判所は、その償還について買受人の請求により相当の期限を許与することができる。

エ 共益の費用の先取特権は、その費用につき、すべての債権者に先取特権を主張することができる。

オ 留置権者が留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第16問 債務不履行に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 債務不履行による損害賠償は、当事者間で別段の合意がされたか否かにかかわらず、金銭をもってその額を定める。
- 2 債務の履行について不確定期限がある場合において、債務者は、期限到来後、その到来の事実を知る前であっても、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。
- 3 当事者間で債務の不履行について損害賠償額を予定した場合において、債務不履行に関し債権者に過失があったときでも、裁判所は、過失相殺によって損害賠償額を減額することはできない。
- 4 金銭を目的とする債務の履行遅滞による損害賠償は、たとえ約定又は法定の利率以上の損害が生じたことを立証しても、その損害賠償を請求することはできないが、債権者は、債務者に対し、弁護士費用その他の取立費用を請求することができる。
- 5 債権者は、債務者に対して債務不履行責任を追及する場合、債務不履行が債務者の責めに帰すべき事由によって生じたものであることを主張及び立証しなければならない。

第17問 代物弁済に関する次のアからオまでの記述中の括弧内のa及びbの語句のうちからaの語句を選んだ場合に判例の趣旨に照らし正しい記述となるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 債権者と債務者が、本来の給付に代えて、債務者が有する建物の所有権を債権者に移転する旨の契約をした場合、当事者双方が当該契約の時に火災により当該建物が滅失していたことを（a：知らなかったときに限り b：知っていたときでも）、本来の債務は消滅する。
- イ 債権者と債務者が、本来の給付に代えて自己の所有する動産の所有権を債権者に移転する契約をした場合、当該動産を債権者に引き渡した後に当該動産に欠陥があることが判明したときは、債権者は、債務者に対して当該欠陥から生じた損害について（a：損害賠償請求をすることができる b：損害賠償請求をすることはできない）。
- ウ 債権者と債務者が、100万円の金銭債務の給付に代えて、債務者が所有する50万円相当の陶器を債権者に給付する旨の契約をした場合、特段の意思表示がないときは、債権者が有する金銭債権は、（a：50万円の限度で b：100万円全額について）消滅する。
- エ 債権者と債務者が、本来の給付に代えて自己の所有する不動産の所有権を債権者に

移転する契約をした場合、(a : 当該契約をした時点で b : 当該不動産の所有権移転登記が完了した時点で)、当該所有権移転の効果が生じる。

オ 債権者と債務者が、本来の給付に代えて自己が第三者に対して有する債権を債権者に譲渡する契約をし、第三債務者に対して確定日付ある証書で譲渡の通知をした場合、第三債務者が、通知を受ける前に当該債権の発生原因である契約の重要な要素に錯誤があった旨を主張して、その履行を拒んだとき、債権者は、債務者に対して本来の債務の履行を(a : 求めることができる b : 求めることはできない)。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第18問 Aを売主、Bを買主とする甲不動産の売買契約について買戻特約又は再売買の予約がされ、その旨の登記を具備した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが甲不動産を取り戻すことができる旨の約定は、買戻権については売買契約と同時にしなければならないが、再売買の予約については同時にすることを要しない。

イ A及びBにおいて、買戻特約又は再売買の予約と同時に行使期間を定める場合、買戻権については5年を超えることはできないが、再売買の予約完結権の行使期間については5年を超えて定めることができる。

ウ Aが買戻権を第三者に譲渡する場合には、Bの承諾が必要であるが、再売買の予約完結権を第三者に譲渡する場合には、Bの承諾は不要である。

エ Bが甲不動産を第三者に転売し、当該第三者がその旨の登記を具備した場合、Aは、買戻権を行使するときは、当該第三者に対してしなければならないが、再売買の予約完結権を行使するときは、Bに対して意思表示をすることを要する。

オ Aが買戻権を行使する場合は、Bに対して、BがAに支払った売買代金(別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額)及び契約の費用を提供する必要があるが、Aが再売買の予約完結権を行使する場合は、Bに対して、予約完結の意思表示をすれば足りる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第19問 賃貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 敷金が授受された建物の賃貸借契約につき賃借権の登記がされている場合、当該建物が第三者に譲渡され、その後、賃貸借契約が終了したときは、直ちに、賃借人は第三者である当該建物の譲受人に対して敷金の返還を請求することができる。

イ 建物所有を目的としない土地の賃貸借の存続期間は、30年を超えることができない。

ウ 賃貸人が賃借人の意思に反して賃貸物の保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、賃貸借契約を解除することができる。

エ 賃貸人の責めに帰すべき事由により、賃貸借の目的である建物が滅失した場合でも、賃貸借契約は当然に終了する。

オ 不動産の所有者である賃貸人は、賃借人が賃借権について対抗要件を具備していない場合でも、賃借人の承諾を要することなく、第三者である当該不動産の譲受人との合意だけで、その賃貸人たる地位を移転させることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第20問 婚姻の効力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 夫が、一方的に家出をした妻に対し同居を請求したところ、夫の同居請求が家庭裁判所の審判によって認容されたにもかかわらず、妻が同居に応じない場合には、夫は同居させるために、直接強制をすることはできないが、間接強制をすることはできる。

イ 妻所有の財産の管理を夫に委託する旨の夫婦財産契約を、婚姻の届出と同時に登記していたところ、夫の管理が失当であったことによって財産を危うくした場合には、当該契約の中にこれを変更する方法を定めていなくても、妻は自ら管理することを、家庭裁判所に請求することができる。

ウ 夫婦の共同生活が破綻し、別居状態にあるところ、有責である夫婦の一方が、離婚請求をしたうえで、婚姻費用の分担請求権を行使することが信義則に反すると認められる場合には、他の一方は婚姻費用の分担義務を免れることができる。

エ 夫婦の一方が日常の家事の範囲を超えて法律行為をした場合には、当該越権行為の相手方である第三者において、その行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当な理由があっても、夫婦の他の一方は、当該第三者との間でした行為は無権代理となり、その責任を免れることができる。

オ 第三者が、夫婦の婚姻関係を解消させる意思をもって、夫婦の一方と肉体関係を持ったことによる他の一方に対する不法行為に基づく損害賠償責任は、夫婦が貞操を守る義務に違反した当時、既に夫婦の婚姻関係が破綻していた場合には、当該第三者はその責任を免れることができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第21問 親子関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 婚姻が成立してから200日を経過して生まれた子について、夫が子の出生を知った時から2年後の夫婦が離婚する際に、夫の子ではないことが明らかになった場合、夫は、嫡出否認の訴えによっても、親子関係不存在確認の訴えによっても、子との父子関係を否定することはできない。

イ 夫の死亡後に保存精子を用いた人口生殖によって妻が子を出産した場合、夫の死亡から1年以内であっても、母は、その子について、認知の訴えによって夫との親子関係を成立させることができない。

ウ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づいて、男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が、婚姻中に別の男性の精子提供を受けて懐胎した場合、その子は夫との性的関係の結果によってもうけたものと想定できないので、夫の子とは推定されない。

エ 子を懐胎、出産していない女性とその子との間において、その女性が卵子を提供したことが医学的に証明された場合でも、当該女性とその子の上に母子関係を成立させることはできない。

オ 妻が婚姻中に懐胎し出産した子と夫との間に、生物学上の父子関係が認められないことが科学的根拠により明らかであり、子が現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情がある場合、子の出生時に夫婦の実態が失われていなかったときは、父は、親子関係不存在確認の訴えによって、父子関係の存否を争うことができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第22問 相続の承認及び放棄に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債務者が、自己の債権者を害することを知りつつ相続の放棄をした場合、当該債権者は、その相続の放棄を詐害行為として取り消すことができる。

イ 詐欺によって相続を放棄した者は、いまだその詐欺の事実を知らない場合でも、相続の放棄の時から10年を経過した後は、その放棄を取り消すことができない。

ウ 限定承認をした相続人が相続財産の一部を相続財産の目録中に記載しなかった場合において、記載しなかった財産が相続財産に属することを知っていたが、これを隠匿する意思はなかったときは、当該相続人は、単純承認したものとはみなされない。

エ 共同相続人の1人が相続財産である不動産の不実の登記名義人に対し、持分権に基づく当該登記の抹消登記手続請求訴訟を提起したときは、当該相続人は、単純承認したものと同みなされる。

オ 被相続人は、遺言で相続の承認又は放棄をすべき期間を伸長することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第23問 遺言の効力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 成年被後見人が遺言者である場合、後見の計算の終了前に自己の成年被後見人である兄の利益となるべき遺言をしたときは、当該遺言は効力を生じない。

イ 公正証書による遺言において、証人の1人が遺言者の押印に立ち会わなかったときは、その直後に押印の事実を確認し、遺言者が従前の考えを改め又は遺言が遺言者の意思に反して作成された事情が全くない場合でも、当該遺言は無効である。

ウ 死亡の危急に迫った者が、特別の方式によりした遺言は、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月生存したときは、その効力を有しない。

エ 遺言に停止条件が付されている場合、その条件が、遺言者の死亡後に成就したときは、条件が成就した時からその効力を生ずる。

オ 自筆証書遺言における日付として「満65歳の誕生日」と記載されている場合、当該遺言は無効である。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第24問 次の対話は、共犯に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授：今日は、共犯に関するいろいろな問題点について、考えていきたいと思います。
初めに、ABCは、強盗を企て、ナイフを用意してコンビニに赴き、ABは店内に入り、Cは外で見張りをしていたという事例について質問します。ABが強盗に着手する前に、Cはスマートフォンで「怖くなったから、おれは先に帰る。」と伝えた上で、ABの了承を得て、その場を立ち去ったところ、屋内にいたABは、そのまま強盗を実行し、現金を奪取しました。この場合、Cにも強盗罪の共同正犯が成立しますか。

学生：ア いいえ。実行の着手前に共謀関係から離脱する旨を表明して、他の共謀者の了承を得ているので、Cには強盗罪の共同正犯は成立しません。

教授：同様の事例で、Aが強盗の首謀者であり、組員であるBCを統制支配しうる暴力団の若頭であったとして、ABCがコンビニに向かった途中で、Aは、「今日は犯行を止めたほうがよさそうだから、一時中止して引き返せ。」とBCに命令し、その場を立ち去ったところ、BCは、そのまま強盗を実行し、現金を奪取しました。この場合、Aにも強盗罪の共同正犯が成立しますか。

学生：イ いいえ。実行の着手前に首謀者が犯行の中止を命令したのに、その命令に反してあえて実行したということは、新たな強盗の意思を生じたといえるので、Aには強盗罪の共同正犯は成立しません。

教授：次に、ABCは、強盗ではなく、普段から敵対していたコンビニの店員Dの帰りを待ち伏せして、傷害することを共謀し、BCがDに暴行を加えた際に、Aは「おれは、今日は止めておく。」と言い、BCの了承を得たものの、二人が暴行を止めないおそれを感じながらも、その場を立ち去ったところ、その後、二人は、さらにDに暴行を続けたため、Dを死亡させるに至りました。この場合、Aにも傷害致死罪の共同正犯が成立しますか。

学生：ウ はい。Aは、BCの了承を得た際に、二人がさらにDに暴行を加えるおそれが消滅していないと思いながらも、これを防止する措置を講じなかったので、Aにも傷害致死罪の共同正犯が成立します。

教授：では、少し事例を変えて、ABがEを懲らしめる目的で、暴行を加えて傷害を負わせたところ、現場に居合わせたAの友人Cが、ABに共謀加担して、さらにEに対して暴行を加えて、傷害を重篤化させました。この場合、共謀加担前にす

でに生じていたEに対する傷害の結果について、Cにも傷害罪の共同正犯が成立しますか。

学生：エ はい。Cは、A Bの傷害の事情を知ったうえで、その傷害の結果を利用してさらに傷害を実行しているといえるので、Cにも共謀加担前にすでに生じていた傷害について、傷害罪の共同正犯が成立します。

教授： 最後に、AはB Cに対してFの殺害を教唆したところ、B Cは、Fの腹部をナイフで刺したが、その後、犯行を後悔し、Fを病院に連れて行き手当てを受けさせた結果、Fは一命を取り留めました。この場合、Aにも殺人罪の教唆の中止未遂が成立しますか。

学生：オ いいえ。Aは自ら中止行為をしていないため、犯罪を未然に防止しようとしたことによる避難可能性の減少を認めることはできないので、Aには殺人罪の教唆の中止未遂は成立しません。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第25問 傷害の罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、抗争相手が襲撃して来た際には相手側の自動車にぶつけようと、ダンプカーに仲間を乗車させエンジンをかけて、いつでも発進できるよう待機させていた。この場合、Aには凶器準備結集罪が成立する。

イ Aは、Bに下痢の症状を起こさせようと、消費期限の過ぎた食品を食べさせたところ、これが原因となりBは下痢の症状を起こしたが、数時間安静にしているうちに完治した。この場合、Aには傷害罪が成立する。

ウ Aは、狭い四畳半の室内で、友人Bを脅かすために、日本刀の抜き身を多数回にわたり振り回した。この場合、Aには暴行罪が成立する。

エ Aは、駅でトラブルとなったBの顔面を1回殴打したところ、バランスを崩したBはホームに頭部を強く打ち付け怪我を負った後、それが原因で数時間後に死亡したが、AはBの死亡という結果について全く予見していなかった。この場合、Aには傷害致死罪は成立しない。

オ Aは、友人Bと仲違いをしたことをきっかけに、Bに精神的な障害を負わせようと考え、連日にわたって無言電話をかけ続けたが、気丈なBは何ら精神的な障害を生じなかった。この場合、Aには傷害罪も暴行罪も成立しない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第26問 犯人蔵匿等罪及び証拠隠滅等罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、Bの刑事事件に関して参考人として供述を求められた際に、Bの依頼を受けて捜査官に対して虚偽の供述をした。この場合、Aには証拠偽造罪が成立する。

イ Aは、罰金以上の刑に当たる罪の犯人であるBの依頼に応じて、逃避の便宜を図るため、Bに対する捜査状況を知らせた。この場合、Aには犯人隠避罪が成立する。

ウ Aは、警察による捜査の手が及んでいるのを知り、自己に不利益となる証拠を破棄して処分した。この場合、Aには証拠隠滅罪が成立する。

エ Aは、Bが罰金以上の刑に当たる罪の犯人として捜査対象となっているのを知りながら自宅にかくまった。この場合、Aには犯人蔵匿罪が成立する。

オ Aは、罰金以上の刑に当たる罪を犯した後、友人Bに自己をかくまってくれるように教唆し、B所有の倉庫にかくまってもらった。この場合、Aには犯人蔵匿罪の教唆犯が成立する。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の定款に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款で設立時取締役の氏名を定めていない場合、当該定款は無効となる。

イ 発行可能株式総数を定めた定款について公証人の認証を受けた後、株式会社の成立前に定款で定めた発行可能株式総数を変更したときは、当該変更後の定款について改めて公証人の認証を受けることを要しない。

ウ 取締役会設置会社において、株式の併合をする場合に定めるべき会社法所定の事項を取締役会が決定することができる旨の定款の定めは、その効力を有しない。

エ 定款が書面をもって作成されている場合において、株式会社の成立後にあつては、当該株式会社は、当該定款を本店に備え置かなければならないが、支店に備え置くことを要しない。

オ 定款が書面をもって作成されている場合において、発起人は、発起人が定めた時間内はいつでも、発起人の定めた費用を支払って、定款の謄本の交付の請求をすることができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第28問 株券に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 種類株式発行会社は、その株式に係る株券の発行をするか否かについて、株式の種類ごとに異なる定めをすることができる。

イ 株券には、株券発行会社の商号、当該株券に係る株式の数及びその番号のほか、株主の氏名を記載しなければならない。

ウ 会社法上の公開会社である株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならないが、公開会社でない株券発行会社は、株主から請求がある時までは、当該株式に係る株券を発行しないことができる。

エ 株券発行会社の株主が当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出る場合において、当該株主は、当該株式に係る株券が発行されているときは、当該株券を株券発行会社に提出しなければならない。

オ 現に株式に係る株券を発行している株券発行会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をする場合であっても、当該株式の質権者は、株券発行会社に対して、当該質権者の氏名等を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することはできない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第29問 新株予約権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社が株主から書面で作成された新株予約権原簿の閲覧の請求を受けた場合において、当該請求をした株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときは、当該株式会社は、当該請求を拒むことができる。

イ 証券発行新株予約権の譲渡は、当該譲渡が自己新株予約権の処分によるものであるときも、当該譲渡が自己新株予約権の処分以外によるものであるときも、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。

ウ 株式会社が自己新株予約権の処分をする場合において、当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社にあつては株主総会の決議によって、当該株式会社が取締役会設置会社にあつては取締役会の決議によって、自己新株予約権の処分に関する事項を定めることができる。

エ 証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を喪失した者は、当該新株予約権証券の再発行を請求する場合には、非訟事件手続法の規定による除権決定を得なければならない

ない。

オ 無記名新株予約権を当該無記名新株予約権を発行した株式会社以外の者から取得した者は、当該株式会社に対し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第30問 株主総会に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社が取締役会設置会社である場合には、株主総会の招集の通知は、書面により又は書面による通知の発出に代えて、あらかじめ株主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示して、書面又は電磁的方法により株主の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

イ 取締役会設置会社の株主が、取締役に対し、株主総会の目的である取締役9名及び監査役3名の選任に関する事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求する場合には、当該取締役及び監査役選任に関する議案の数が十二であっても、一の議案とみなされる。

ウ 一定の要件を満たした株主によって自ら招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

エ 株主は、株主総会において、当該株主総会の目的である事項について監査役に対して説明を求めることができないが、取締役に対して説明を求めることはできる。

オ 株主が代理人によってその議決権を行使する場合においては、当該代理権の授与は、各事業年度ごとにしなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第31問 会計参与及び会計監査人に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 会計参与についても、会計監査人についても、定款で定めたその員数が欠けた場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時その職務を行うべき者を選任することができる。

イ 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができるが、会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるできない。

ウ 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならないが、会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

エ 監査等委員会設置会社においては、会計参与も、会計監査人も、その職務を行うにつき取締役の職務の執行に不正の行為があることを発見したときは、遅滞なくこれを監査等委員会に報告しなければならない。

オ 取締役会設置会社においては、会計参与は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認をする取締役会に出席しなければならないが、会計監査人は、当該取締役会に出席することを要しない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第32問 株式会社の検査役に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。なお、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主はいないものとする。

ア 会社法上の公開会社の株主は、一定の議決権を有する場合には、株主総会に係る招集の手続を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対して、検査役の選任の申立てをすることができるが、公開会社でない会社の株主は、一定の議決権を有する場合であっても、当該申立てをすることはできない。

イ 新株予約権の内容として金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨の定めのある新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えないときであっても、株式会社は、当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

ウ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、株式会社の業務の執行に関し、法令に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、当

該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

エ 裁判所が選任した検査役は、自己の利益を図る目的でその任務に背く行為をし、株式会社に財産上の損害を加えた場合であっても、会社法に規定される特別背任罪に問われることはない。

オ 株式会社を設立する場合において、定款に記載された現物出資の目的である財産について定款に記載された価額の総額が500万円を超えないときは、発起人は、裁判所に対し、当該現物出資に関する事項を調査させるための検査役の選任の申立てをすることを要しない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第33問 合名会社及び合資会社に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合名会社の社員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該社員は、その弁済をする責任を負う。

イ 設立しようとする持分会社が合名会社又は合資会社である場合には、当該持分会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、当該持分会社の設立の登記をする時までに出資の履行をすることを要しない。

ウ 合資会社の有限責任社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合でなければ、当該合資会社に対し、既に出資として払込みをした金銭の払戻しを請求することができない。

エ 合名会社においても、合資会社においても、当該持分会社の業務を執行する社員が、当該持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役となる場合には、当該業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。

オ 合資会社の無限責任社員が退社した場合において、退社の時における当該会社の財産の状況に従って当該社員と当該会社との間の計算がされた結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超えるときは、特段の事情がない限り、当該社員は当該会社に対してその超過額を支払わなければならない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第34問 事業譲渡等と吸収分割の比較に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、譲渡会社及び吸収分割会社は、いずれも株式会社であるものとする。

ア 株式会社が他の会社の事業の全部の譲受けをする場合において、当該譲受けについて株主総会の承認を受けることを要しない場合はないが、株式会社が吸収分割により他の株式会社に事業を承継させる場合において、当該吸収分割について株主総会の承認を受けることを要しない場合がある。

イ 事業の全部の譲渡をする株式会社は、当該譲渡に係る契約の定めにより当該事業の譲受けをする株式会社に承継させる債務の移転を当該譲渡をする株式会社の債権者に対抗するためには、個別に当該債権者の同意を得なければならないが、吸収分割株式会社は、吸収分割契約の定めにより吸収分割承継株式会社に承継させる債務の移転を吸収分割株式会社の債権者に対抗するためには、個別に当該債権者の同意を得ることを要しない。

ウ 事業の全部の譲渡をする株式会社において、当該事業の譲渡に反対する株主は、株式買取請求をすることはできないが、他の株式会社の事業の重要な一部を吸収分割により承継した吸収分割承継株式会社において、当該吸収分割に反対する株主は、株式買取請求をすることができる。

エ 事業の全部を譲渡する場合における当該事業譲渡の対価として譲渡会社に交付される財産の種類を、当該事業を譲り受ける株式会社の株式とすることも、吸収分割をする場合における当該吸収分割の対価として吸収分割会社に交付される財産の種類を、吸収分割承継株式会社の株式とすることもできる。

オ 株式会社が事業の全部を譲渡した場合においては、当該株式会社は、当該譲渡の効力発生日に解散するが、株式会社が吸収分割をした場合においては、当該株式会社は、当該吸収分割の効力発生日に解散することはない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第35問 商人（小商人，会社及び外国会社を除く。）の商業使用人に関する次のアからオまでの記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア 商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は，当該事項に関する一切の裁判外の行為をすることができる。

イ 支配人の行為が，当該支配人が代理権を有する商人の営業に関する行為に当たるかどうかは，当該支配人の行為の性質・種類等を勘案し，客観的・抽象的に観察して判断される。

ウ 商人が支配人でない営業所の使用人に対し営業所長の肩書を付していた場合において，当該使用人は，相手方が悪意であった場合を除き，当該営業所の営業に関し，一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。

エ 商人の支配人は，商人の許可を受けたときであっても，商人の営業の部類に属する業務を目的とする会社の使用人となることはできない。

オ 支配人は，商人の許可を受けなければ他の使用人を選任し，又は解任することはできない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第36問 別紙1－1の登記がされている不動産（以下「A土地」という。）について、司法書士司法護は、令和3年11月1日、甲野一郎から登記に関する相談を受け、後記〔令和3年11月1日に甲野一郎から聴取した内容〕の事実関係を聴取した。これに対し、司法書士司法護は、後記〔令和3年11月1日の司法書士司法護の説明の内容〕のとおり説明し、甲野一郎の了承を得た。

令和4年3月17日、司法書士司法護は、A土地について、甲野一郎から登記に関する相談を受け、後記〔令和4年3月17日に甲野一郎から聴取した内容〕の事実関係を聴取した。これに対し、司法書士司法護は、後記〔令和4年3月17日の司法書士司法護の説明の内容〕のとおり説明し、甲野一郎の了承を得た。そして、同月19日、司法書士司法護は、甲野一郎から、判決に基づいて甲野太郎に名義を戻す登記を申請するために必要な手続を同月18日に終えた旨の報告を受け、これまでに聴取した事実関係に基づいて申請すべき登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。司法書士司法護はこれを受諾し、同月27日、必要な登記の申請を行った。

同年6月16日、司法書士司法護は、上記の登記が完了したA土地及び別紙1－3の登記がされている不動産（以下「B土地」という。）について、甲野三郎から登記に関する相談を受け、後記〔令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容〕の事実関係を聴取した。そして、同月18日、関係する当事者の全員からこの事実関係に基づいて申請すべき登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、司法書士司法護は必要な登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

〔令和3年11月1日に甲野一郎から聴取した内容〕

- 1 私の父である甲野太郎が所有している不動産について、問題が生じているので、司法先生に相談したいと思います。
- 2 A土地は、父が所有しているのですが、今、加賀五郎から、A土地の明渡しを要求されています。まったく意味が分からないのですが、A土地の登記記録を確認したところ、なんと、父から加賀五郎に所有権が移転した旨の登記がされています。
- 3 父に事情を尋ねたところ、よく分からないといった反応でした。父は、高齢になって、一昨年あたりからだいぶ認知機能が低下しています。
- 4 父の家に置いてあったA土地の売買契約書を見たら、明らかに父ではない別人の筆跡でした。いくら何でもこれはおかしいので、売買の無効や登記の抹消を求める訴えを起こしたいと思います。

- 5 ただ、父は高齢で、認知症の症状があるので、自分で裁判をしたり、弁護士に委任することは難しいと思います。この場合は、どうすれば良いのでしょうか。

〔令和3年11月1日の司法書士司法護の説明の内容〕

本人に認知症の症状がある場合は、程度にもよりますが、自分で訴訟をしたり弁護士に委任することは法的に難しいと思います。その場合は、お父さんについて成年後見開始の申立てをして、成年後見人がお父さんを代理して訴訟や訴訟の委任をする必要があります。

〔令和4年3月17日に甲野一郎から聴取した内容〕

- 1 お世話になっております。以前にアドバイスをいただいたように、父甲野太郎について、家庭裁判所に成年後見開始の申立てをしました。そして、昨年の年末にその開始の決定がされ、私が成年後見人となりました。
- 2 私は、加賀五郎を相手にして、A土地の売買契約が無効であることを理由に、所有権の移転の登記の抹消を求める訴えを提起することにしました。ただ、私自身が裁判をすることは難しいので、弁護士に依頼して、裁判をしてもらいました。
- 3 結果として、私の勝訴となりました。売買の無効を原因として、加賀五郎に対する所有権の移転の登記の抹消の手続が命じられています。売買契約書の父の署名が、父の筆跡とはまったく違っていたので、比較的簡単に裁判は終了したようでした。この判決は、今月の14日に確定しています。

〔令和4年3月17日の司法書士司法護の説明の内容〕

今、インターネットを利用して、A土地の登記記録を確認したのですが（別紙1-2）、現在、加賀五郎から財部六郎に対して所有権が移転した旨の登記がされています。この場合、A土地について、判決に基づいて甲野太郎さんに登記の名義を戻すためには、その前提として、成年後見人の甲野一郎さんに (ア) という手続をしていただく必要があります。その手続が終わったら、ご連絡ください。

〔令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容〕

- 1 はじめまして。甲野一郎の子の甲野三郎です。父から、A土地の登記の手続について司法先生にお世話になっていると聞いております。
- 2 先月の17日、父の甲野一郎と祖父の甲野太郎が死亡しました。父が祖父を連れて病

院に行く途中、交通事故にあってしまいました。祖父は即死でしたが、父も、その日のうちに亡くなりました。死亡の記載のある祖父と父の戸籍事項の証明書は、別紙2-1と別紙2-2です。

- 3 父と祖父の相続関係は、別紙3です。
- 4 祖父は、生前に遺言を残していました（別紙4）。これには、B土地の持分を父に相続させると記載されています。それはありがたいのですが、祖父は成年後見開始の審判を受けており、また父も亡くなっていますので、（イ）この遺言の効力はどうなるのでしょうか。
- 5 今月の3日、関係当事者全員の間で、次のような内容の遺産分割の協議が調いました。きちんと遺産分割協議書が作成され、皆が実印で押印しています。

- (1) 甲野太郎が有していた財産のうち、A土地は、甲野二郎が単独で相続する。
- (2) 甲野太郎が有していた財産のうち、B土地の共有持分については、甲野太郎の遺言が有効であれば遺言のとおりとし、遺言が有効でない場合には甲野三郎が単独で相続する。
- (3) 甲野一郎が有していた財産は、全て、甲野三郎が相続する。
- (4) 甲野一郎が株式会社Xファイナンスに対して負担していた平成29年5月10日付けの借入金債務については、甲野三郎が単独で相続する。

- 6 父が負担していた債務を、私が単独で相続することについては、事前に株式会社Xファイナンスに相談しており、その承諾が得られています。
- 7 今月の13日、私と株式会社Xファイナンスは、B土地の乙区1番で設定されている抵当権と同一の債権を担保するため、B土地について抵当権が設定されていない持分に新たに抵当権を設定する契約を締結しました（別紙5）。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 司法書士司法護が令和4年3月27日に行った登記の申請は、翌月2日に完了している。
- 2 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。
 なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各契約までにそれぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。

- 3 各関係当事者から聴取した内容は、全て真実に合致している。
- 4 法令の規定により、登記権利者又は登記名義人が単独で申請することができる登記については、当該登記権利者又は登記名義人が単独で登記を申請するものとする。
- 5 司法書士司法護は、複数の不動産に関する登記を申請する場合には、A土地に関する登記を申請し、その後にB土地に関する登記を申請する。また、同一の不動産について複数の登記を申請する場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。
- 6 司法書士司法護は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 7 司法書士司法護が行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付の先後が不明なものがあるときには、任意の順番で申請するものとする。
- 8 本件の関係当事者間には、各当事者から聴取した内容及び各別紙に記載されている権利義務以外には、登記をすべき実体上の権利義務関係は存在しない。
- 9 A土地及びB土地は、いずれも大阪法務局天王寺出張所の管轄に属している。また、司法書士司法護は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 10 各登記の申請日におけるA土地の課税標準の額は2,680万1,152円とし、B土地の課税標準の額は1,960万2,940円とする。

問1 【令和4年3月17日の司法書士司法護の説明の内容】中の（ア）の空欄部分に入るべき手続の内容を、別紙答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 【令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容】4中の（イ）の波線部に関し、次の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) この遺言が適法に効力を生じていると考える場合は「効力を生じている」を、適法に効力を生じていないと考える場合は「効力を生じていない」を、別紙答案用紙の第2欄(1)の欄に記載しなさい。
- (2) 上記(1)のように考えるに至った理由を、本問の事実関係に即して、①遺言者の遺言能力の観点及び②受益の相続人の権利能力の観点から、別紙答案用紙の第2欄(2)の欄に記載しなさい。

問3 司法書士司法護が令和4年3月27日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士司法護が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問4 司法書士司法護が令和4年6月18日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士司法護が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第4欄(1)から(6)までの各欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第3欄及び第4欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
 - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
 - (3) 申請人又は債務者について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第3欄及び第4欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからヒまで）を記載する。
 - (2) 後記【添付情報一覧】のアからヒまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
 - (3) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからヒまで）を記載する。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のヌに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人と

なる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

- (5) 後記【添付情報一覧】のノ又はハの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ノ又はハの括弧書きの「(何某のもの)」に当該第三者の氏名又は名称を「ノ（株式会社X銀行）」の要領で記載する。
- (6) 後記【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第3欄及び第4欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第3欄及び第4欄の**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式とは異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、各当事者から聴取した内容に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。
- なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 8 第36問答案用紙の**各欄に記載する文字は字画を明瞭にし**、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア 甲野太郎の戸籍全部事項証明書（別紙２－１）
- イ 甲野一郎の戸籍全部事項証明書（別紙２－２）
- ウ 甲野太郎の遺言書（別紙４。家庭裁判所の検認手続がされたもの）
- エ 抵当権追加設定契約書（別紙５）
- オ 成年後見人甲野一郎が加賀五郎を被告として提起した裁判における判決書正本及びその確定証明書
- カ 成年後見人甲野一郎が令和４年３月１８日に行った手続に関する書面
- キ 甲野太郎の相続人の範囲を証する戸籍全部事項証明書，除籍謄本，改製原戸籍の謄本及び甲野太郎の相続人の戸籍一部事項証明書（ア及びイを除く）
- ク 甲野一郎の相続人の範囲を証する戸籍全部事項証明書，除籍謄本，改製原戸籍の謄本及び甲野一郎の相続人の戸籍一部事項証明書（ア及びイを除く）
- ケ 甲野太郎の住民票の除票（本籍地が記載されたもの）
- コ 甲野一郎の住民票の除票（本籍地が記載されたもの）
- サ 亡甲野太郎に関する遺産分割の協議書（協議者の印鑑証明書付）
- シ 亡甲野一郎に関する遺産分割の協議書（協議者の印鑑証明書付）
- ス 亡甲野一郎の債務を甲野三郎が単独で承継することについての株式会社Ｘファイナンスの承諾を証する情報
- セ Ａ土地甲区１番の登記済証
- ソ Ａ土地甲区２番の登記識別情報
- タ Ａ土地甲区４番の登記識別情報
- チ Ｂ土地甲区１番の登記済証
- ツ Ｂ土地甲区２番の登記識別情報
- テ Ｂ土地乙区１番の登記識別情報
- ト 令和４年３月２７日付け申請により通知される登記識別情報
- ナ 令和４年６月１８日付け申請により通知される登記識別情報
- ニ 登記権利者又は相続人の住民票の写し
- ヌ 登記義務者である自然人の作成後３か月以内の印鑑に関する証明書
- ネ 甲野太郎の後見登記についての登記事項証明書
- ノ 登記原因につき第三者の許可，同意又は承諾を証する情報（何某のもの）
- ハ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報（何某のもの）
- ヒ 申請人である法人の会社法人等番号

別紙 1 - 1 A土地の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（土地の表示）			調製	【略】		不動産番号		【略】	
地図番号	余 白		筆界特定		余 白				
所 在	大阪市阿倍野区赤坂一丁目					余 白			
① 地 番		② 地 目		③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕			
2 番 3		宅地		150 00		【略】			

権 利 部（甲 区）（所 有 権 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年 5 月 11 日 第5152号	原因 昭和45年 4 月 2 日相続 所有者 大阪市西区東二丁目 2 番 2 号 甲 野 太 郎
2	所有権移転	令和 3 年10月 6 日 第11111号	原因 令和 3 年10月 6 日売買 所有者 大阪市浪速区千駄木五丁目 4 番 3 号 加 賀 五 郎

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 3 年10月25日

大阪法務局天王寺出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙1－2 インターネット登記情報提供サービスを利用して取得したA土地の登記の記録

※ 表題部は省略した。

2022／3／17 10：16 現在の情報です。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	【略】	【略】	【略】
2	【略】	【略】	【略】
3	処分禁止仮処分	令和3年12月15日 第12129号	原因 令和3年12月14日大阪地方裁判所仮 処分命令 債権者 大阪市西区東二丁目2番2号 甲 野 太 郎
4	所有権移転	令和4年2月14日 第225号	原因 令和4年2月14日売買 所有者 大阪市住之江区豊洲六丁目5番4号 財 部 六 郎

別紙1-3 B土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部(土地の表示)		調製	【略】		不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所在	大阪市阿倍野区新橋二丁目				余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
3番4	宅地	125 00		【略】		

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年5月11日 第5152号	原因 昭和45年4月2日相続 所有者 大阪市西区東二丁目2番2号 甲野太郎
2	所有権一部移転	平成22年6月17日 第6170号	原因 平成22年6月17日贈与 共有者 大阪市北区南三丁目2番1号 持分3分の1 甲野一郎

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	甲野一郎持分抵当 権設定	平成29年5月10日 第5000号	原因 平成29年5月10日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2% 損害金 年14% 債務者 大阪市北区南三丁目2番1号 甲野一郎 抵当権者 大阪市中央区中央一丁目1番1号 株式会社Xファイナンス

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年6月1日

大阪法務局天王寺出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙2－1

本 籍 氏 名	岐阜県岐阜市利府412番地 甲 野 太 郎
戸籍事項 戸籍改製	【略】
戸籍に記録され ている者 除 籍	【名】太 郎
身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和14年1月1日 【婚姻日】昭和39年10月12日 【配偶者氏名】豊田市子 【死亡日時】令和4年5月17日午前11時15分
戸籍に記録され ている者	【以下，略】

これは，戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年6月1日

岐阜市長

○ ○ ○ ○



別紙2－2

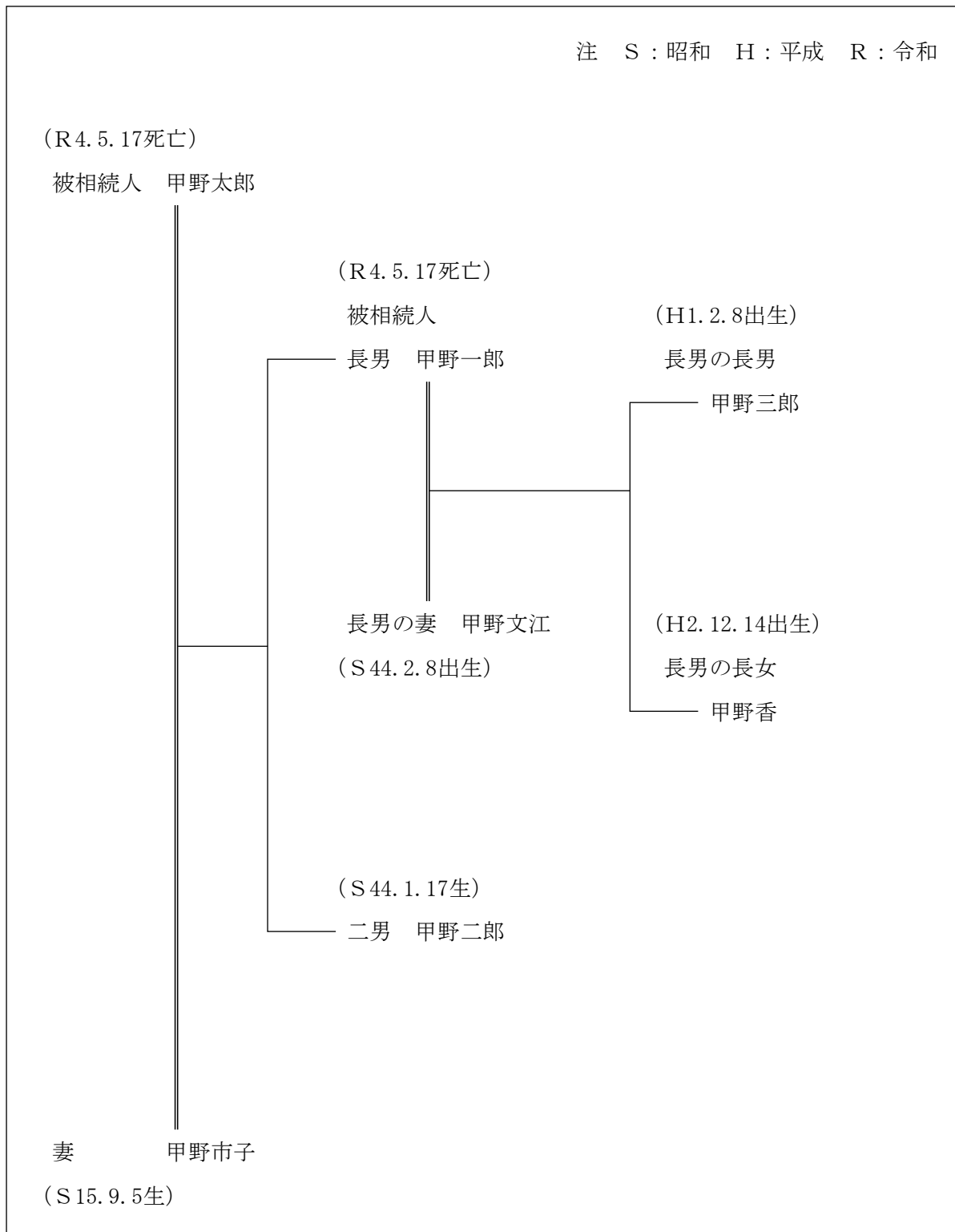
本 籍 氏 名	岐阜県岐阜市利府412番地 甲 野 一 郎
戸籍事項 戸籍改製	【略】
戸籍に記録され ている者 除 籍	【名】一 郎
身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和41年1月10日 【婚姻日】昭和63年8月11日 【配偶者氏名】桜井文江 【死亡日時】令和4年5月17日午後4時30分
戸籍に記録され ている者	【以下、略】

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年6月1日

岐阜市長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙3



別紙 4

遺 言 書

遺言者 甲野太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 下記の不動産について私の有する持分（持分 3 分の 2）は、長男の甲野一郎（昭和 41 年 1 月 10 日生）に相続させる。

記

物件の表示

当欄には、B 土地の表示が記載されているものとする。

【以下、略】

上記は、すべて私の自筆によるものであり、以下に署名、押印する。

平成28年12月31日

大阪市西区東二丁目 2 番 2 号

甲 野 太 郎 印

別紙 5

抵当権追加設定契約書

令和 4 年 6 月 13 日

大阪府中央区中央一丁目 1 番 1 号

抵当権者（甲） 株式会社 X ファイナンス

代表取締役 田 沢 敏 行 ㊞

大阪府北区南三丁目 2 番 1 号

債務者兼設定者（乙） 甲 野 三 郎 ㊞

甲及び乙は、下記不動産（以下「本件物件」という）の順位番号甲区 2 番で登記された持分の上に平成 29 年 5 月 10 日付け抵当権設定契約により設定された抵当権（同日大阪法務局天王寺出張所受付第 5000 号登記済）の追加担保として、本件物件の乙の所有権の残部を目的として、甲のために下記内容の抵当権の追加設定をする。

（被担保債権）

原 因 平成 29 年 5 月 10 日付け金銭消費貸借契約による貸付金

債 権 額 金 1,000 万円

利 息 年 2 %

損 害 金 年 14 %

債 務 者 大阪府北区南三丁目 2 番 1 号 甲 野 三 郎

（不動産の表示）

当欄には、B 土地の表示が記載されているものとする。

第37問 司法書士は、令和4年6月1日に事務所を訪れた甲野商事株式会社の代表者から、別紙1から別紙6までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、甲野商事株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士は、同年7月1日に事務所を訪れた甲野商事株式会社の代表者から、別紙7及び別紙8の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、甲野商事株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、本店の所在地を管轄する登記所に対し、同年6月1日及び同年7月1日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 令和4年6月1日に司法書士が申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和4年7月1日に司法書士が申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 甲野商事株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄【登記することができない事項】部分に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 東京都渋谷区は東京法務局渋谷出張所の管轄である。
- 2 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名押印がされているものとする。代表取締役は印鑑の提出が可能となった時点で印鑑を提出しており、押印する場合には常に登記所に提出した印鑑を押印している。
- 3 株主総会における取締役による説明は、全て適法に行われているものとする。
- 4 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 5 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、資格を特定して記載すること（氏名の記載は要しない。）。
- 6 登記申請書の添付書面のうち株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会又は種類株主総会ごとに1通を添付するものとする。
- 7 株主総会で決議された事項についてその効力発生に種類株主総会の決議又は種類株主全員の同意が必要となる場合には、必要な種類株主総会の決議又は種類株主全員の同意は、株主総会の決議があった日に適法に得られているものとする。
- 8 登記申請書の添付書面のうち、種類株主全員の同意書を記載する場合には、「甲種類株式の種類株主全員の同意書」のように、どの種類の株式の種類株主全員の同意かが明らかになるように記載すること。
- 9 登記申請書の添付書面のうち、種類株主総会議事録を記載する場合には、「甲種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録」のように、どの種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録かが明らかになるように記載すること。
- 10 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和 4 年 5 月 31 日現在の甲野商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 甲野商事株式会社

本店 東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 1 号

公告をする方法 東西新聞に掲載する。

会社成立の年月日 平成27年 7 月 1 日

- 目的
- 1 文房具及び事務用品の販売
 - 2 書籍及び雑誌の販売
 - 3 不動産の賃貸及び管理
 - 4 前各号に附帯する一切の事業

発行可能株式総数 2 万株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数

5500株

各種の株式の数

普通株式 5000株

優先株式 500株

資本金の額 金 4 億円

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 1 万株

優先株式 1 万株

当会社は、剰余金の配当をするときは、普通株式の株主又は登録株式質権者に先立ち、優先株式の株主又は登録株式質権者に対し、優先株式 1 株につき 1 万円の剰余金の配当を行う。

優先株式の株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

役員に関する事項 取締役 A 令和 4 年 3 月 29 日就任

取締役 B 令和 4 年 3 月 29 日就任

取締役 C 令和 4 年 3 月 29 日就任

東京都渋谷区東一丁目 2 番 3 号

代表取締役 A 令和 4 年 3 月 29 日就任

監査役 D 平成31年 3 月 30 日就任

監査役 E 令和3年3月29日就任

支店 1 大阪市中央区谷町二丁目2番2号

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙2

【令和4年5月19日現在の甲野商事株式会社の定款】

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、甲野商事株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 文房具及び事務用品の販売
- 2 書籍及び雑誌の販売
- 3 不動産の賃貸及び管理
- 4 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、東西新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2万株とする。

(種類株式の発行)

第7条 当社は、普通株式と優先株式を発行する。

- 2 普通株式の発行可能種類株式総数は1万株とする。

3 優先株式の発行可能種類株式総数は1万株とする。

(優先株式)

第8条 当社は、剰余金の配当をするときは、普通株式の株主又は登録株式質権者に先立ち、優先株式の株主又は登録株式質権者に対し、優先株式1株につき1万円の剰余金の配当を行う。

2 優先株式の株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会及び種類株主総会

(株主総会の招集)

第10条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第14条 種類株主総会は、必要あるごとに招集する。

2 第12条及び第13条の規定は、種類株主総会について準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(選任)

第15条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第17条 取締役会の招集通知は、取締役会の日3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにその期間を短縮することができる。

(取締役会規程)

第18条 取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(選任)

第20条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(報酬等)

第21条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第23条 剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、臨時に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第24条 配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

別紙 3

【令和 4 年 3 月 29 日開催の定時株主総会における議事の概要】

〔報告事項〕

令和 3 年度（令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで）の事業報告の内容について、詳細な報告があった。

〔決議事項〕

第 1 号議案 計算書類の承認の件

令和 3 年度（令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで）の計算書類について、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 取締役 3 名選任の件

A、B 及び C の 3 名を取締役に選任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第 3 号議案 募集新株予約権に係る募集事項の決定の委任の件

次のとおり募集新株予約権に係る募集事項の決定を取締役会に委任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

1 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称

甲野商事株式会社第 1 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権 1 個につき普通株式 5 株

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

100 万円

(4) 新株予約権を行使することができる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則の規定に基づいて算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数切上げ）について資本金の額を増加し、残額を資本準備金とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

甲野商事株式会社第1回新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 新株予約権証券の不発行

甲野商事株式会社第1回新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

2 募集新株予約権の数の上限

1000個

3 募集新株予約権の払込金額の下限

募集新株予約権1個につき1万円

別紙 4

【令和 4 年 4 月 26 日開催の取締役会における議事の概要】

議案 募集新株予約権に係る募集事項の決定の件

次のとおり募集新株予約権の発行をすることについて、満場一致をもって承認可決された。

1 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称

甲野商事株式会社第 1 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権 1 個につき普通株式 5 株

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

100万円

(4) 新株予約権を行使することができる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則の規定に基づいて算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数切上げ）について資本金の額を増加し、残額を資本準備金とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

甲野商事株式会社第 1 回新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 新株予約権証券の不発行

甲野商事株式会社第 1 回新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

2 募集新株予約権の数

500 個

3 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権 1 個につき 3 万円

4 募集新株予約権を割り当てる日

令和 4 年 5 月 31 日

5 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

令和 4 年 5 月 27 日

6 募集の方法

当会社の従業員に対し，引受けの申込みをする権利を与えるものとする。

別紙5

【令和4年5月20日開催の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することについて、満場一致をもって承認可決された。

現行	変更案
(株主総会の招集) 第10条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。	(株主総会の招集) 第10条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(事業年度) 第22条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。 (剰余金の配当の基準日) 第23条 剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 【条文省略】	(事業年度) 第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当の基準日) 第23条 剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 【現行のとおり】
【新設】	附則 (事業年度変更に伴う経過措置) 第1条 第22条の規定にかかわらず、令和4年1月1日から始まる事業年度は、令和5年3月31日までとする。 第2条 本附則は、令和5年3月31日をもって削除する。

第2号議案 取締役3名選任の件

F, G及びHの3名を取締役に選任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

別紙6

【令和4年5月20日開催の取締役会における議事の概要】

議案 代表取締役の選定の件

F（住所：東京都渋谷区東二丁目2番2号）を代表取締役に選定することについて、満場一致をもって承認可決された。

別紙 7

【令和4年6月28日開催の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することについて、満場一致をもって承認可決された。

現行	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人

第2号議案 取締役2名選任の件

I及びJの2名を取締役に選任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第3号議案 監査役3名選任の件

K, L及びMの3名を監査役に選任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第4号議案 会計監査人選任の件

Nを会計監査人に選任することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

別紙 8

【令和 4 年 6 月 28 日開催の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役の選定の件

J（住所：東京都渋谷区大山町 3 番 4 号）を代表取締役に選定することについて、満場一致をもって承認可決された。なお、J はその席上就任を承諾した。

第 2 号議案 支配人の選任の件

大阪府中央区谷町二丁目 2 番 2 号の支店の支配人として F（住所：東京都渋谷区東二丁目 2 番 2 号）を選任することについて、満場一致をもって承認可決された。

別紙9

【司法書士の聴取記録（令和4年6月1日）】

- 1 別紙1は、令和4年5月31日現在における甲野商事株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙2は、令和4年5月19日現在における甲野商事株式会社の定款を抜粋したものである。
- 3 令和4年3月29日に開催された定時株主総会には、議決権を行使することができる株主の全員が出席し、その議事の概要は、別紙3に記載されているとおりである。
- 4 令和4年4月26日に開催された取締役会には、出席義務を有する者の全員が出席し、その議事の概要は、別紙4に記載されているとおりである。
- 5 令和4年5月13日までに、次のとおり募集新株予約権の引受けの申込みがあった。
 - V 200個
 - W 200個
 - X 100個
 - Y 100個
 - Z 100個
- 6 令和4年5月16日、出席義務を有する者の全員が出席して取締役会を開催した。この取締役会においては、出席取締役の全員一致により、募集新株予約権の引受けの申込みをした者に対して次のとおり募集新株予約権を割り当てることについて決定した。なお、この5名は、いずれも、甲野商事株式会社の株主総会における議決権を有しておらず、他の法人の議決権も有していない。
 - V 175個
 - W 175個
 - X 50個
 - Y 50個
 - Z 50個
- 7 令和4年5月20日に開催された臨時株主総会には、議決権を行使することができる株主の全員が出席し、その議事の概要は、別紙5に記載されているとおりである。
- 8 令和4年5月20日開催の臨時株主総会で取締役に選任されたF及びGは、選任後直ちに、取締役への就任を承諾する旨の就任承諾書をそれぞれ提出した。Hからは就任を承諾する旨の意思表示がなかった。

- 9 令和4年5月20日に開催された臨時株主総会の終結後に開催された取締役会には、出席義務を有する者の全員が出席し、その議事の概要は、別紙6に記載されているとおりである。
- 10 令和4年5月20日開催の取締役会で代表取締役に選定されたFは、選定後直ちに、代表取締役への就任を承諾する旨の就任承諾書を提出した。
- 11 令和4年5月27日までに、V、X及びYから募集新株予約権の払込金額の全額の払込みがあった。W及びZからは、一切の払込みがなかった。

別紙10

【司法書士の聴取記録（令和4年7月1日）】

- 1 Eは社外監査役の要件を満たしている。
- 2 令和4年6月28日に開催された臨時株主総会には、議決権を行使することができる株主の全員が出席し、その議事の概要は、別紙7に記載されているとおりである。
- 3 令和4年6月28日開催の臨時株主総会で取締役を選任されたI及びJは、選任後直ちに、取締役への就任を承諾する旨の就任承諾書をそれぞれ提出した。
- 4 令和4年6月28日開催の臨時株主総会で監査役を選任されたK、L及びMは、選任後直ちに、監査役への就任を承諾する旨の就任承諾書をそれぞれ提出した。この3名のうち、L及びMのみが社外監査役の要件を満たしている。
- 5 令和4年6月28日開催の臨時株主総会で会計監査人を選任されたNは公認会計士である。Nは、選任後直ちに、会計監査人への就任を承諾する旨の就任承諾書を提出した。
- 6 令和4年6月28日に開催された臨時株主総会の終結後に開催された取締役会には、出席義務を有する者の全員が出席し、その議事の概要は、別紙8に記載されているとおりである。